

議案第 35 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 12 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、低所得者の保険料軽減強化について、令和 2 年度以後においても、昨年度までの市町村民税非課税世帯に対する軽減を拡大し継続することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「1万5,700円」を「1万2,100円」に改め、同条第4項中「2万5,400円」を「1万9,400円」に改め、同条第5項中「3万2,700円」を「3万1,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万2,100円</u>とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,400円</u>とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万1,500円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万5,700円</u>とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万5,400円</u>とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万2,700円</u>とする。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入し低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、令和元年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて、軽減強化を行うこととしています。大口町においても平成27年4月から平成31年3月まで、第1段階の方を対象に低所得者の第1号被保険者保険料軽減強化を実施し、平成31年度には、この軽減割合を拡大するとともに、市町村民税非課税世帯全体（第1段階から第3段階）が保険料軽減強化の対象とし軽減を実施しました。令和2年度においては、同対象者の保険料に対し、軽減割合を拡大します。これに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

【対象となる低所得者とは】

第1段階の方	介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者 ①生活保護受給者世帯 ②老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税者 ③町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者
第2段階の方	介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 ・町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の者
第3段階の方	介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 ・町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収

	入金額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える者
--	----------------------------

【軽減内容】

- ・第1段階の方の保険料を15,700円から12,100円に軽減します。
- ・第2段階の方の保険料を25,400円から19,400円に軽減します。
- ・第3段階の方の保険料を32,700円から31,500円に軽減します。

【軽減の推移】

	介護保険料 基本額	平成30年度 軽減後	平成31年度 軽減後	令和2年度 軽減後
第1段階	21,800円	19,400円	15,700円	12,100円
第2段階	31,500円	31,500円	25,400円	19,400円
第3段階	33,900円	33,900円	32,700円	31,500円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用します。